

独立行政法人北方領土問題対策協会業務方法書 新旧対照表

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第28条及び独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営並びに財務及び会計に関する命令(平成15年内閣府・農林水産省令第12号) <u>第2条</u>に基づき、独立行政法人北方領土問題対策協会(以下「協会」という。)の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営を図ることを目的とする。</p> <p>第2条～第12条 略</p> <p>附則(略)</p> <p>附則(平成23年 月 日)</p> <p><u>この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行し、平成23年4月1日から適用する。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第28条及び独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営並びに財務及び会計に関する命令(平成15年内閣府・農林水産省令第12号) <u>第1条</u>に基づき、独立行政法人北方領土問題対策協会(以下「協会」という。)の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営を図ることを目的とする。</p> <p>第2条～第12条 略</p> <p>附則(略)</p>

貸付金の使途、利率等の新旧対照表

別表
1 貸付金の種類等

貸付金の種類	貸付金の使途		利率(年利)		償還期限(据置期間を含む)		据置期間		貸付金額の限度	
	変更後	現行	変更後	現行	変更後	現行	変更後	現行	変更後	現行
1. 個人が営む漁業に必要な資金	現行と同じ	(1) 漁船の建造、取得及び改造 (2) 漁船用機器の設置 (3) 養殖施設、処理加工施設、保蔵施設又はこれらに準ずる漁業用施設の設置	1.28%	1.12%	現行と同じ	15年以内 (木船9年・機器7年)	現行と同じ	2年以内	1人当たり各6,000万円以内であって所要額の9割以内	1人当たり各3,000万円以内であって所要額の9割以内
		現行と同じ				5年以内				
	現行と同じ	(5) 上記(1)(2)(3)の転貸	0.78%	0.62%	現行と同じ	15年以内 (木船9年・機器7年)	現行と同じ	2年以内	現行と同じ	転借人に対する貸付金相当額
	現行と同じ	(6) 上記(4)の転貸				5年以内				
	現行と同じ	(7) 経営資金	現行と同じ	1.20%	現行と同じ	1年以内	現行と同じ	1年以内	現行と同じ	1人当たり800万円以内
						1年超3年以内				
	現行と同じ	(8) 上記(7)の転貸	現行と同じ	0.70%	現行と同じ	1年以内	現行と同じ	1年以内	現行と同じ	転借人に対する貸付金相当額
						1年超3年以内				
2. 個人が営む農畜産林業に必要な資金	現行と同じ	(1) 農地又は牧野の取得、改良及び造成 (2) 農舎、畜舎、温室、ふ卵育すう施設又はこれらに準ずる農畜産業用施設の設置	1.28%	1.12%	現行と同じ	15年以内	現行と同じ	2年以内	1人当たり各3,500万円以内であって所要額の9割以内	1人当たり各1,800万円以内であって所要額の9割以内
						現行と同じ				
	現行と同じ	(3) 家畜又は家きんの購入 (4) 農畜産林業用機具の購入	現行と同じ	1.20%	現行と同じ	1年以内	現行と同じ	1年以内	現行と同じ	1人当たり800万円以内
						1年超3年以内				
	現行と同じ	(5) 上記(1)(2)の転貸	現行と同じ	0.78%	現行と同じ	15年以内	現行と同じ	2年以内	現行と同じ	転借人に対する貸付金相当額
						7年以内				
	現行と同じ	(6) 上記(3)(4)の転貸	現行と同じ	1.20%	現行と同じ	1年以内	現行と同じ	1年以内	現行と同じ	1人当たり800万円以内
						1年超3年以内				
現行と同じ	(7) 経営資金	現行と同じ	0.70%	現行と同じ	1年以内	現行と同じ	1年以内	現行と同じ	転借人に対する貸付金相当額	
					1年超3年以内					
現行と同じ	(8) 上記(7)の転貸	現行と同じ	0.70%	現行と同じ	1年以内	現行と同じ	1年以内	現行と同じ	転借人に対する貸付金相当額	
					1年超3年以内					
3. 個人が営む商工業及びその他の事業(漁業及び農畜産林業を除く)に必要な資金	現行と同じ	(1) 工場用建物、店舗、事務所、事業所、又は倉庫の設置	1.28%	1.12%	現行と同じ	15年以内	現行と同じ	2年以内	現行と同じ	1人当たり各3,000万円以内であって所要額の9割以内
						現行と同じ				
	現行と同じ	(2) 車両、機械若しくは器具の購入又は事業用設備の設置	現行と同じ	1.20%	現行と同じ	1年以内	現行と同じ	1年以内	現行と同じ	1人当たり800万円以内
						1年超3年以内				
	現行と同じ	(3) 上記(1)の転貸	現行と同じ	0.78%	現行と同じ	15年以内	現行と同じ	2年以内	現行と同じ	転借人に対する貸付金相当額
						7年以内				
現行と同じ	(4) 上記(2)の転貸	現行と同じ	1.20%	現行と同じ	1年以内	現行と同じ	1年以内	現行と同じ	1人当たり800万円以内	
					1年超3年以内					
現行と同じ	(5) 経営資金	現行と同じ	0.70%	現行と同じ	1年以内	現行と同じ	1年以内	現行と同じ	転借人に対する貸付金相当額	
					1年超3年以内					
現行と同じ	(6) 上記(5)の転貸	現行と同じ	0.70%	現行と同じ	1年以内	現行と同じ	1年以内	現行と同じ	転借人に対する貸付金相当額	
					1年超3年以内					

貸付金の種類	貸付金の使途		利率(年利)		償還期限(据置期間を含む)		据置期間		貸付金額の限度	
	変更後	現行	変更後	現行	変更後	現行	変更後	現行	変更後	現行
4. 生活に必要な資金	現行と同じ	(1) 更生資金 協会が定める資金	現行と同じ	3.00% 据置期間中は 無利息	現行と同じ	6年以内	現行と同じ	1年以内	現行と同じ	1人当たり120万円以内 ただし、特に必要と認められる場合は250万円以内
	現行と同じ	(2) 生活資金	現行と同じ		現行と同じ	5年以内	現行と同じ	6ヵ月以内	現行と同じ	1人当たり70万円以内
	現行と同じ	(3) 高等学校及び大学在学者の修学資金	現行と同じ	無利息	現行と同じ	卒業後 20年以内	現行と同じ	卒業後6ヵ月	現行と同じ	1人当たり年額高校生にあっては31万8千円以内、大学生にあっては63万円以内
	(4) 住宅資金 増改築又は補修に要する資金、新築住宅の建設・購入資金、中古住宅の購入資金及びこれらに附随して必要な土地の取得に要する資金	(4) 住宅改良資金 増改築又は補修に要する資金及び中古住宅の取得に要する資金	2.19%	1.80%	30年以内	20年以内	1年以内	1年以内	1人当たり3,000万円以内であって所要額の9割以内	1人当たり500万円以内であって所要額の8割以内
		(5) 住宅新築資金 住宅の新築に必要とする資金(新築住宅を購入する場合を含む)				30年以内		1年以内		1人当たり1,800万円以内であって所要額の8割以内
		(6) 土地取得資金 ア 住宅の新築に附随して必要な土地の取得に要する資金(新築住宅を購入する場合を含む) イ 中古住宅の取得に附随して必要な土地の取得に要する資金				30年以内		1年以内		1人当たり500万円以内であって所要額の8割以内
		20年以内								
	(5) 上記(4)の転貸	(7) 上記(4)及び(6)のイの転貸	1.69%	1.30%	30年以内	20年以内	1年以内	1年以内	現行と同じ	転借人に対する貸付金相当額
	(8) 上記(5)及び(6)のアの転貸			30年以内	30年以内	1年以内	1年以内			

(注) 業務方法書別表のうち、「貸付けの相手方」については省略